

活字文化のグローバル発信・普及事業
委託実施要項

令和5年2月24日
文化庁次長決定

1. 趣旨

我が国の多様で豊かな活字文化を海外へ発信・普及させるため、海外発信の基盤となる翻訳家の発掘・育成を行うとともに、出版社等による作品の海外展開を支援する。あわせて、世界の文学関係者、出版関係者等を対象に、我が国の活字文化の理解をより深めるための活動を実施する。

2. 委託業務の内容

- (1) 海外の各言語圏において、日本の活字文化を発信する基盤となる翻訳家を発掘・育成するため、翻訳コンクールを実施する。
- (2) 日本の出版社等による活字コンテンツの海外展開を支援するための事業を実施する。
- (3) 世界の文学関係者や出版関係者等を対象に、日本の活字文化の理解促進に繋がる活動を実施する。
- (4) その他、必要な事業を実施する。

3. 業務の委託先

対象となる団体等は、2. の事業内容を確実に実施できる我が国の団体で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 法人格を有する団体
- (2) 法人格を有しないが、以下の要件を全て満たしている団体
 - ア 定款・寄附行為に類する規約等を有すること
 - イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
 - ウ 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
 - エ 団体活動の本拠としての事務所を有すること

4. 委託期間

委託期間は、契約を締結した日から契約期間満了日までとする。

5. 委託手続

- (1) 団体等が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体等と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

6. 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額）、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、団体等が本契約の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めるときは、契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

8. 業務完了（廃止）の報告

団体等は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から30日以内又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

9. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記8の委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めるときは、委託費の額を確定し、団体等へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. その他

- (1) 文化庁は、団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領による。